

令和6年度第3回岡山支部評議会 参考資料

令和7年1月17日



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	2024-2023	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月)	2025-2024	
		(a)	(b)	(b-a)	(c)	(c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月)	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82%
	国庫補助等	0	1	1	2024年度保険料率： 1.60%
	その他	-	-	-	2025年度保険料率： 1.59%
	計	11,580	10,557	10,747	
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	納付金対前年度比 ⇒ + 126
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

（運営委員会（令和6年12月2日）における令和7年度保険料率に関する運営委員の主な意見（抜粋）

- 中小企業は原材料、エネルギー価格の高騰に加え、人材確保の競争が激しくなる中、身を削った賃上げを強いられている。社会保険料の負担によって大変厳しい状況であり、事業者からは社会保険料の負担を減らしてほしいとの切実な声をよく聞いている。それに対し、協会の令和5年度決算における収入超過分は約4600億円となっており、準備金も5.2兆円を突破している状況を踏まえ、2点要望がある。国庫補助率の引き上げと国庫特例減額措置の撤廃を国に強く要望してほしい。もう1点は、保険料率の引き下げの検討をお願いする。
- 医療保険制度を安定的に運営していくことが加入者の安心につながると考えている。準備金の話もあったが、中長期的に財政を安定させるために使うのが有効であると考え、保険料率は10%維持する方向で検討するのが望ましい。
- 支部評議会の意見でも「保険料率が下がるとうれしいが、上がるほうに抵抗感がある。」との意見があった。安定的な財政のもとに安定的な保険料率でやっていくのが被保険者としての考えであるため、できるだけ安定的な保険料率で運営することが重要であると感じた。
- 長期的な予想は難しく、コロナでの短期的な医療費の伸びが変化することは事前に予測できなかった。不確実性が高い中で、予備的に準備金を積み上げることに合理性があり、多くの支部が10%を維持することに賛成しているのは、安定的に準備金を積み上げることに理解を得られているからであると思う。
- 令和7年度保険料率について、医療の高度化や後期高齢者支援金の増加等の予断を許さない状況を踏まえ、可能な限り保険料率10%を維持していただくよう要望する。ただ、中小企業の経営者としては、最低賃金の引き上げや物価の高騰、エネルギーの問題等で経営環境を圧迫する要因がある。10%の水準でいくと事業主への負担も強いることとなるため、引き下げを検討いただきたいのが正直な思いである。
- 支部評議会の意見について、平均保険料率10%維持が多数であるが、両論併記の支部は昨年度より増えており、個別の意見では支部間の料率格差の意見や準備金に関する意見もある。それを踏まえて、令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について議論するためには、準備金残高について、その性格を明確にする観点から、不測の事態に備えた短期的な給付の急増に備える準備金と中長期的な財政安定化のための準備金を区別して表現する必要があると考える。

準備金の役割（イメージ）

保
険
料
収
入
の
増
加
分
な
ど



中長期にわたり財政を安定させるための準備金

- できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないように、中長期の視点で財政運営を図るためのもの

《協会けんぽの今後の財政の見通し（2033年度まで）》

- ① 協会加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **7.3** 兆円（※）

- ② 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **2.5** 兆円

※）国庫補助額（16.4%）を含む累計額

注）2034年度以降も保険給付費等の増加分は継続的に発生

中長期の見通しを考える上で、大きな景気変動による保険料収入減少など、非常時・大規模リスクもあり得ることに留意が必要

例）・新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料収入の減（2020年度保険料収入に係る予算額と決算額の差）：約**0.6**兆円

医療給付費の増（2020～2022年度の新型コロナウイルス感染症関連医療給付費）：約**0.4**兆円

・リーマンショック（2008年秋）の影響による保険料収入の減（2007年度と2009年度の比較）：約**0.3**兆円

法令で確保することが義務付けられた準備金

《医療給付費等の1か月分相当》

短期的な資金繰りに充てるための運転資金や、季節性インフルエンザ等の流行による一時的な医療給付費の増などのリスクに備えるためのもの

2023年度末の準備金残高

約

5.2

兆円

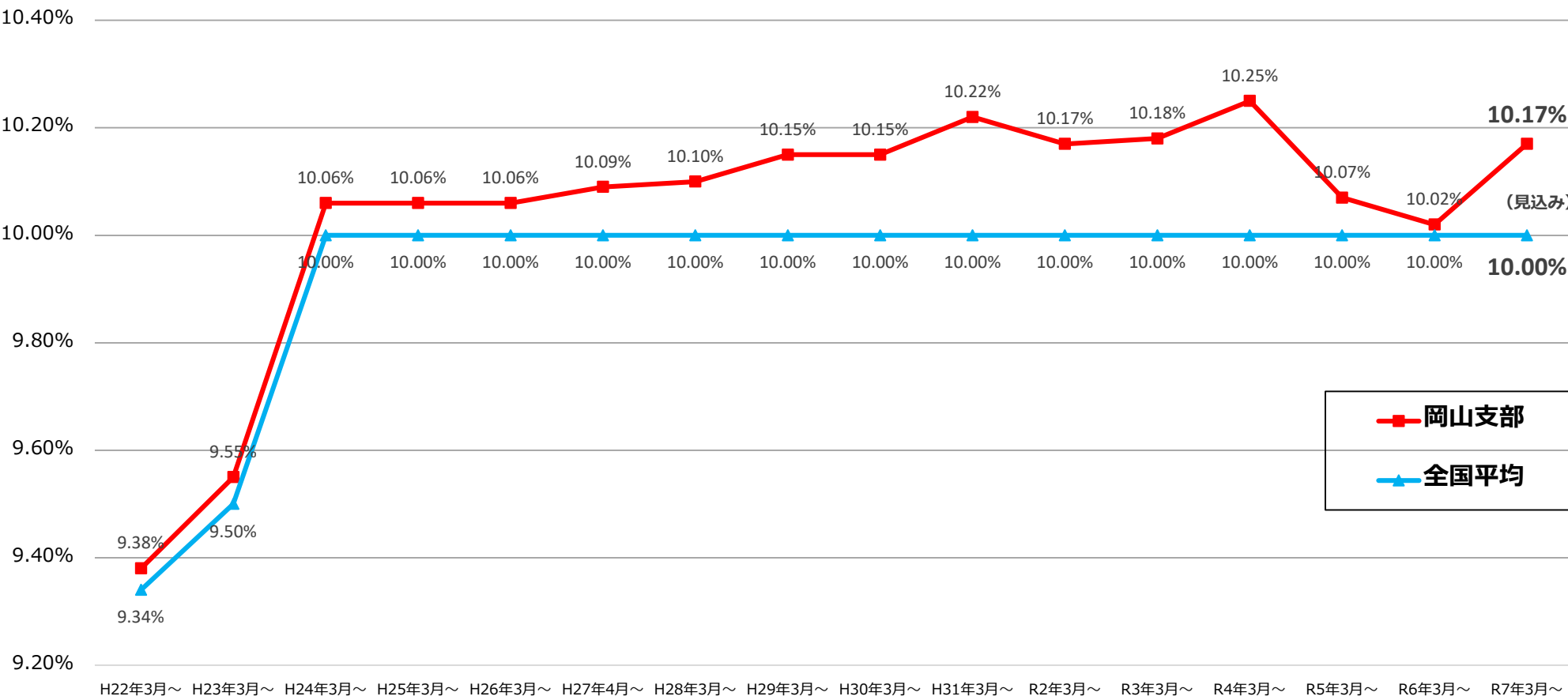
約
4.2
兆円

約

1.0

兆円

岡山支部 健康保険料率の推移



都道府県単位保険料率と医療給付費との関係

<イメージ>

2年度前の実績に
基づき算出

令和7年度
都道府県単位保険料率

令和5年度
医療給付費実績

前年度比が前年度
差に影響

前年度差

前年度比

令和6年度
都道府県単位保険料率

令和4年度
医療給付費実績

2年度前の実績に
基づき算出

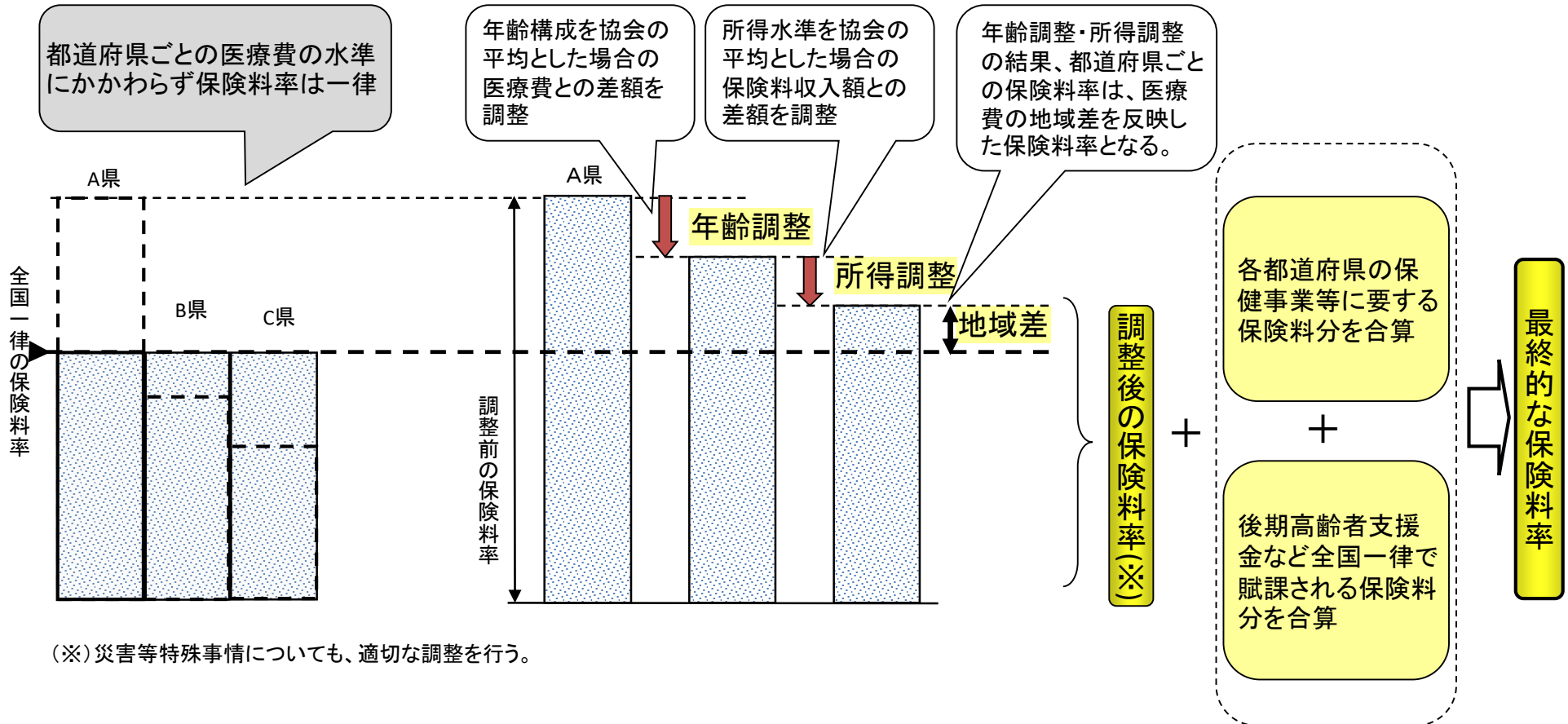
医療給付費実績そのものの上昇下落にかかわらず、令和4年度の医療給付費実績の前年度比が、**全国平均と比べて高ければ（低ければ）**、令和6年度の都道府県単位保険料率は、上昇（下落）する傾向にある。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

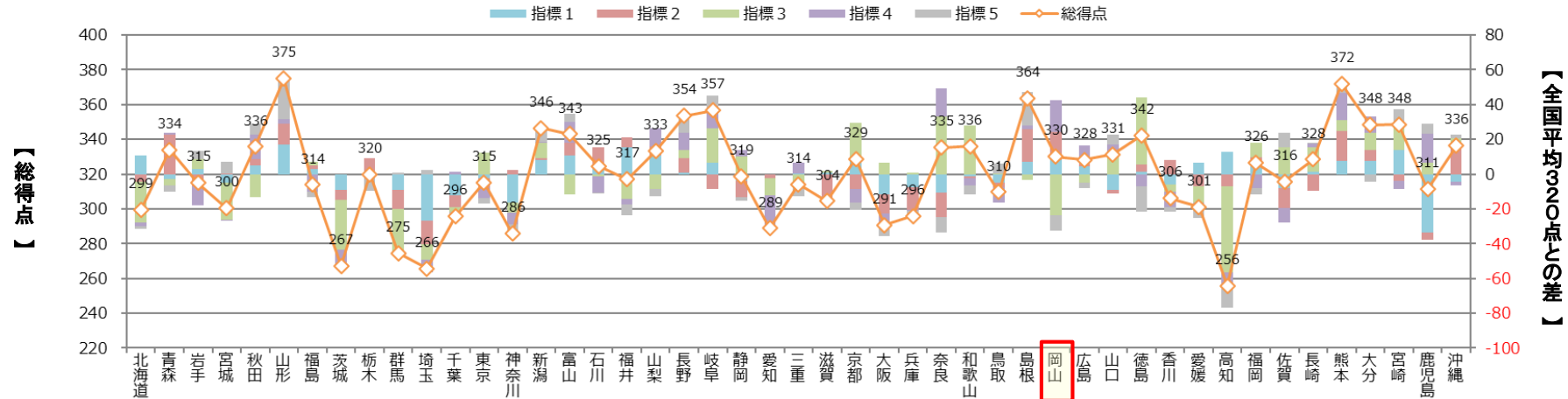
都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率
(平成20年9月まで)

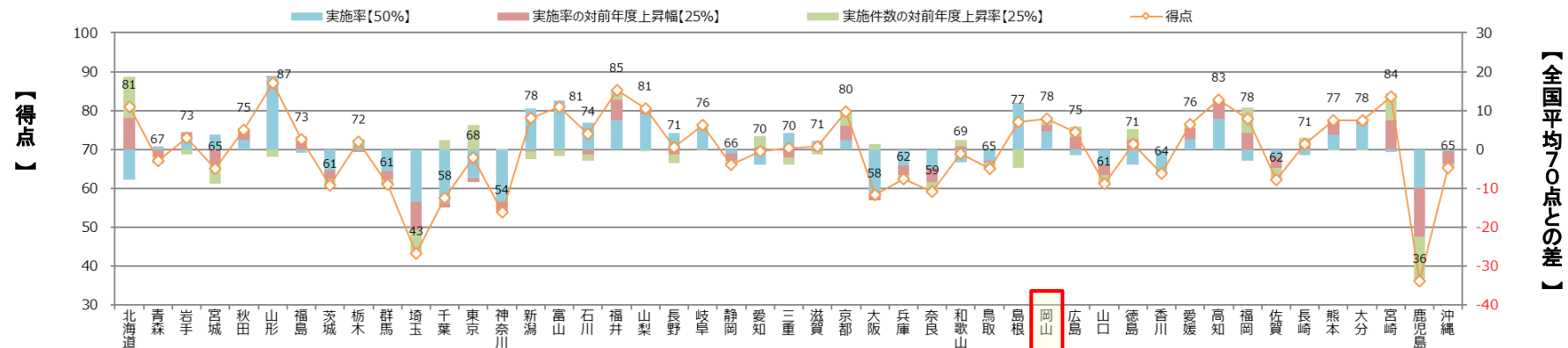
都道府県単位保険料率(平成20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



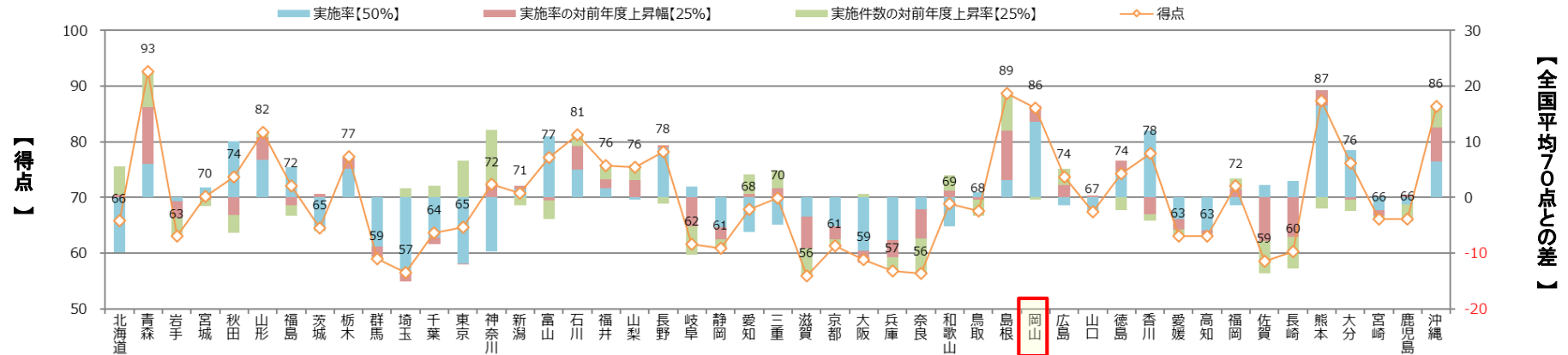
5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差



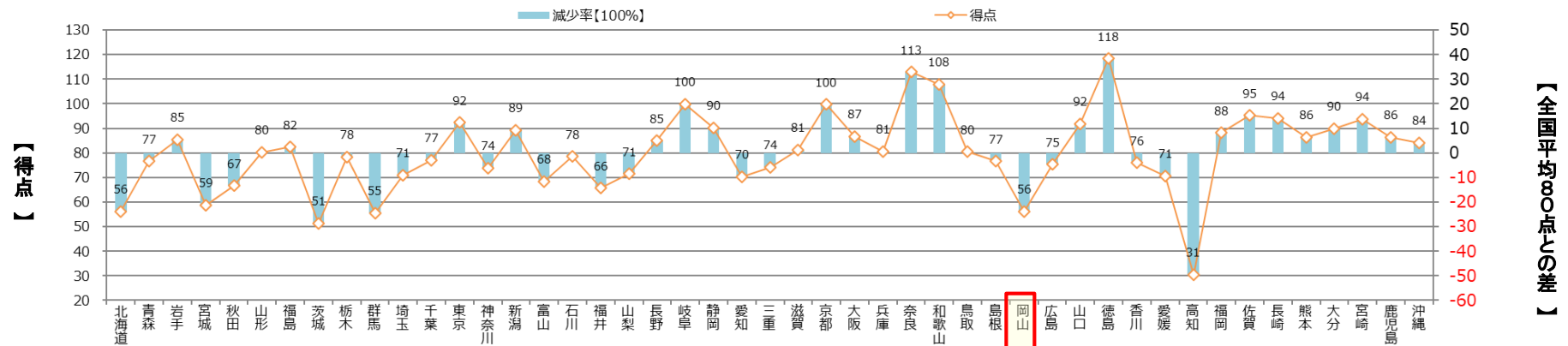
指標1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



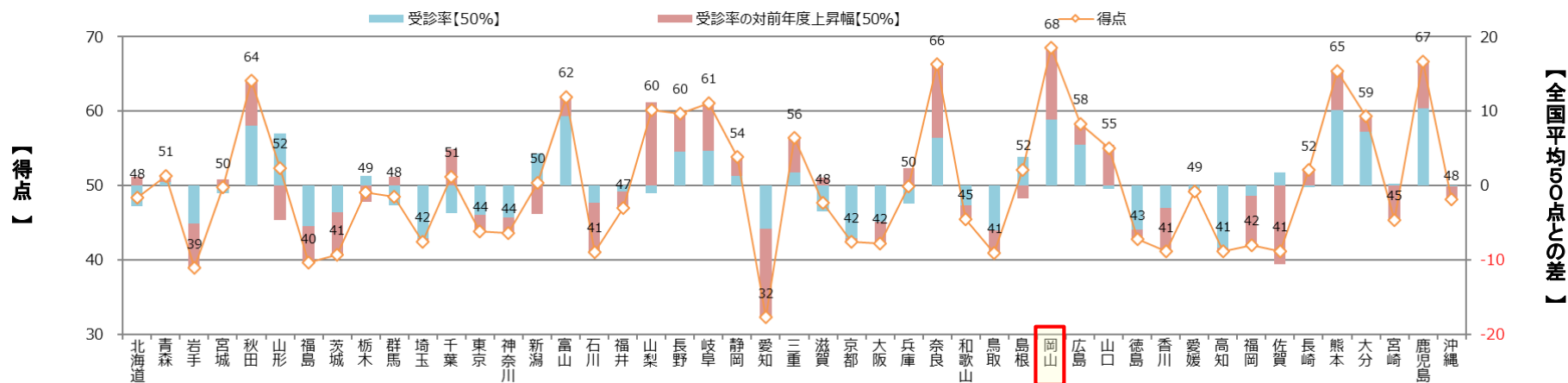
指標 2. 特定保健指導の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



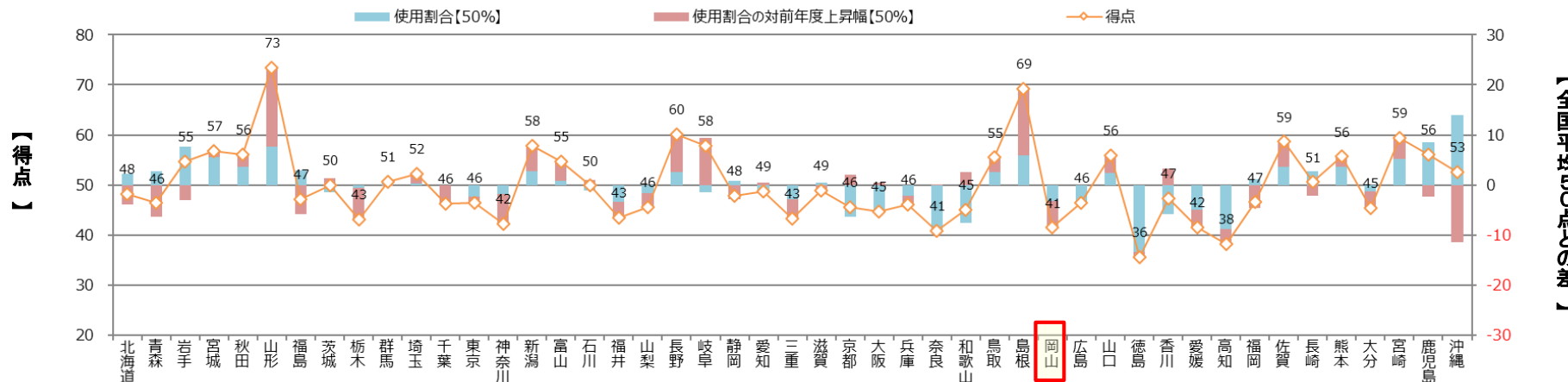
指標 3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



指標4. 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



第6期保険者機能強化アクションプラン（令和6年4月～令和9年3月）

保険者機能強化アクションプランとは、3年を1期として中期的な運営方針を決定し、1年ごとのPDCAサイクルを実施しながら加入者及び事業主の利益実現のために取組む計画で、達成状況を評価するためのKPIを定めている。令和6年度から第6期がスタートとし、令和7年度は中間年度となる。

事業運営の3つの柱

（１）基盤的保険者機能の盤石化

協会は、保険者として健全な財政運営を行うとともに、協会や医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図るという基本的な役割を果たす必要がある。

基盤的保険者機能の盤石化に向け、業務改革の実践（標準化・効率化・簡素化の徹底、生産性の向上、職員の意識改革の促進）による、加入者サービスの向上や医療費の適正化の促進、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進・国際化への対応による加入者の利便性向上を図る。

（２）戦略的保険者機能の一層の発揮

加入者の健康度の向上、医療の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を推進するためには、戦略的保険者機能を一層発揮することが必要である。

このため、①データ分析に基づく課題抽出、課題解決に向けた事業企画・実施・検証を行うこと、②分析成果を最大限活かすため、支部幹部職員が関係団体と定期的な意見交換等を行うことにより「顔の見える地域ネットワーク」を重層的に構築し、当該ネットワークを活用しながら地域・職域における健康づくり等の取組や医療保険制度に係る広報・意見発信に取組む。

（３）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用、システム運用による業務効率化等を踏まえた人員の最適配分等を通じて、協会全体の組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化し、協会業務の適正さを確保する。

システムについて、安定稼働を行いつつ、制度改正等に係る適切な対応や、中長期の業務を見据えた対応の実現を図る。

「広報基本方針」及び「広報計画」の策定を通じて、統一的・計画的な協会広報を実施する。

【主な重点施策】

- ①健全な財政運営
- ②業務処理体制の強化と意識改革の徹底
- ③サービス水準の向上、現金給付等の適正化の推進
- ④債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化
- ⑤DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

【主な重点施策】

- ①データ分析に基づく事業実施
- ②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
- ③特定保健指導の実施率及び質の向上
- ④重症化予防対策の推進
- ⑤コラボヘルスの推進
- ⑥医療資源の適正使用
- ⑦地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信
- ⑧広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

【主な重点施策】

- ①人事制度の適正な運用、新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置
- ②更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成
- ③働き方改革の推進
- ④内部統制の強化・災害への対応
- ⑤システム整備

岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能の盤石化）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	1. 健全な財政運営 （1）支部評議会における保険料率に関する議論 i. 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、丁寧な説明を行い、必要に応じて評議会開催前の事前説明及び欠席評議員への事後説明を実施する。 （2）協会の保険財政に係る情報発信 i. 協会決算及び今後の財政見通しに関する情報を加入者、事業主に対して広報を行う。 （3）外部の会議における意見発信 i. 岡山県医療費適正化推進会議等の外部会議で、データ等に基づく意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能の盤石化）

2. 業務改革の実践と業務品質の向上

（1）業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ①マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理
 - i. 効率的な事務処理体制を構築する。
- ②業務量の多寡や優先度に対応した事務処理
 - i. すべての職員の多能化を進め、生産性の向上を図る。
- ③業務の標準化・効率化・簡素化の徹底
 - i. 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底する。
- ④自動審査状況等の分析による事務処理の効率化
 - i. 審査時に自動審査から漏れた申請書を分析し、自動審査につながる効果的な広報を行う。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改革への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

（2）サービス水準の向上

- ①迅速な業務処理の徹底
 - i. 傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については特に、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ②郵送による申請の促進
 - i. 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するため、電話相談時に郵送申請の案内を徹底する。また、電子申請導入に向けて広報を実施する。

岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能の盤石化）

③加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応

- i. 受電体制の見直し及び本部が実施する研修による相談業務の標準化を行う。

④「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用によるサービスの向上

- i. 調査結果やお客様の声を活用し、課題を洗い出し改善を図る。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービス標準を設定し 100%達成に努めている。現金給費の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和 5）年 1 月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) サービス標準の達成状況を 100%とする
- 2) サービス標準の平均所要日数 7 日以内を維持する
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

（3）現金給付等の適正化の推進

①傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な実施

- i. 業務マニュアルにもとづき、年金機構等への照会を行うとともに、更正リストを活用した調整を行う。

②現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請の対応

- i. 支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。

③海外出産育児一時金の審査

岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能の盤石化）

i. 海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底する。

④柔道整復施術療養費の審査

i. データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。

⑤あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査

i. 長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。

⑥被扶養者資格再確認の徹底

i. 宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

⑦本部が実施する現金給付等の適正化に向けた業務研修

i. 業務研修に参加し、研修の成果を適正化に反映させる。

（４）レセプト点検の精度向上

①効果的かつ効率的なレセプト点検の推進

- i. 自動点検のマスタメンテナンス（抽出条件の改善）を継続し、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- ii. 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や審査実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- iii. 社会保険診療報酬支払基金との協議による疑義解消や情報交換、勉強会の実施等により点検強化を図る。
- iv. 外部講師による研修や他支部との情報交換等を行い、タイムリーな情報収集及び早期の疑義解消等により、内容点検の更なる質的向上を図る。

岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能の盤石化）

②資格点検、外傷点検、求償業務の実施

- i. システムを活用した資格点検、外傷点検、求償業務を確実に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

- 2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする

（５）債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

①債権管理と回収強化

- i. 発生した債権（返納金・損害賠償金等）の全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底する。
- ii. 「債権管理・回収計画」に基づき、電話・文書・訪問催告により早期回収に向けた取り組みを着実に実施する。
- iii. 保険者間調整※1 を積極的に活用する。
- iv. 弁護士と連携した効果的な催告、法的手続き及び強制執行（差押）による債権回収強化を図る。

②返納金債権発生防止強化

- i. オンライン資格確認による無資格受診の発生抑制効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携した周知広報を行う。

岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能の盤石化）

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：

返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

3. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

（1）オンライン資格確認等システムの周知徹底

- i. 加入者・事業主に対するオンライン資格確認等システムの周知を図る。
- ii. 良質かつ効率的な医療に繋がる「電子処方箋」について加入者・事業主へ周知を図る。

（2）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

①マイナ保険証利用の一層の推進

- i. 加入者・事業主への広報を行う。
- ii. 資格確認書や資格情報のお知らせ等を遅延なく発行する。

（3）電子申請等の導入

- i. 加入者や事業主への広報を行う。

【重要度：高】

岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能の盤石化）

2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により 2025（令和 7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	1. データ分析に基づく事業実施 (1) 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 i. 本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータを用いて、支部の特徴や課題を洗い出し、加入者に対する健康づくり事業を実施する。 ii. 統計分析研修の受講を通じて、分析担当者の育成を図る。 iii. 「調査研究フォーラム」での発表に向けて、グループ間の垣根を越えた横断的な調査・分析を行う。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。 (2) 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 i. 外部有識者の知見を踏まえた調査研究を検討する。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。
--------------------------	--

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

	(3) 好事例の横展開 ①他支部との情報共有 i. 他支部の好事例を踏まえた支部事業を、検討の上実施する。 ②地域保険等と協働した事業の推進 i. 地域保険である国民健康保険と協働して地域住民全体の健康意識等の啓発を実施する。 【重要度：高】 医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまで地域特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。 更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。 2. 健康づくり (1) 保健事業の一層の推進 ①第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i. 2024（令和6）年度からの6年間にかかる計画として策定した第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、2024（令和6）年度の実施施策の検証を行い、必要に応じて計画を修正するとともに2025（令和7）年度中に実施すべ
--	--

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

	き取り組みを確実に実施する。 (2) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ①効果的な受診勧奨の実施 i. 健活企業宣言実施事業所等への事業所訪問（トップセールス）等による受診勧奨を実施する。 ii. 様々なツールを活用し、健診受診の必要性等について周知広報を実施する。 ②被保険者に対する生活習慣病予防健診実施率の向上 i. 2023（令和5）年度から実施の生活習慣病予防健診受診時の自己負担額軽減、2024（令和6）年度から実施の付加健診の対象年齢拡大などを適切に広報し、生活習慣病予防健診実施率向上を図る。 ii. 健診推進経費を活用し、健診機関と連携して生活習慣病予防健診実施率向上を図る。 iii. 新規適用事業所に対し、確実に生活習慣病予防健診受診勧奨を実施する。 iv. 特に実施率の低い被保険者5人未満の事業所に所属する被保険者に対し個別の受診勧奨を実施する。 ③被扶養者に対する特定健診実施率の向上 i. 魅力ある会場及びオプション健診等を追加した協会独自の集団健診及び施設健診を実施する。 ii. 市町村主催の集団健診における特定健診とがん検診との同時実施を促進する。 iii. 岡山県内に居住の他支部所属被扶養者にかかる特定健診受診案内を実施するとともに、近隣支部と連携し県外居住の岡山支部所属被扶養者への健診受診案内を近隣支部より実施いただくことで特定健診実施率向上を図る。 ④事業者健診データ取得率の向上 i. 前年度に引き続き勧奨業務委託を実施する。 ii. 2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスについて、健診機関への利用勧奨を実施する。 iii. 健診推進経費を活用し、事業者健診データ取得率向上を図るとともに、より多く特定保健指導へつなげるため、データの早期提供を促す。
--	---

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：287,663 人）

- 1) 生活習慣病予防健診 実施率 66.3%（実施見込者数：190,721 人）
- 2) 事業者健診データ 取得率 14.3%（取得見込者数：41,136 人）

■ 被扶養者（実施対象者数：66,840 人）

- 1) 特定健康診査 実施率 32.0%（実施見込者数：21,389 人）

■ KPI：

- 1) 生活習慣病予防健診実施率を 66.3%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 14.3%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を 32.0%以上とする

（3）特定保健指導実施率及び質の向上

①特定保健指導実施率の向上

- i. 2022（令和 4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ii. 健診後の早期案内の実施により特定保健指導案内をさらに強化する。

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

- iii. 健活企業宣言実施事業所のうち、特定保健指導受入率の低い事業所を中心に事業所訪問（トップセールス）等による受入勧奨を実施する。
- iv. 事業者健診結果データの早期取得を促進し、データ提供事業所への特定保健指導の受入勧奨の実施を推進する。
- v. 被扶養者対象の協会独自の集団健診及び施設健診における健診当日の初回面談の実施を推進する。

②特定保健指導の質の向上

- i. 健幸サポート向上委員会での双方向での情報交換等を実施し、質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ii. 第4期特定健診・特定保健指導においてアウトカム指標が導入されたことを踏まえ、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を実施する。
- iii. 特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICTを組み合わせた特定保健指導を推進するための環境整備に取り組む。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：44,980人）

1) 特定保健指導 実施率 40.2%（実施見込者数：18,082人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,839人）

1) 特定保健指導 実施率 36.2%（実施見込者数：666人）

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

■ KPI :

- 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 40.2%以上とする
- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 36.2%以上とする

(4) 重症化予防対策の推進

①未治療者への受診勧奨の実施

- i. 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、2024（令和6）年度より対象となった特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨についても着実に実施する。
- ii. 本部通知実施後に未受診である者に対し、支部独自に再勧奨を実施する。

②糖尿病性腎症重症化予防事業の効果的な実施

- i. 健診機関による対象者への受診勧奨を確実に実施するよう、健診機関との連携を強化する。
- ii. 糖尿病専門医等による保健指導等の実施を継続し利用者拡大を図る。
- iii. 特定保健指導該当者で CKD リスク該当者へのフォローアップを行い、糖尿病性腎症の発症・重症化を防ぐ。
- iv. 腎不全による QOL 低下を未然に防止するため、 Δ eGFR に着目し、経年の健診結果で急速に腎機能低下がみられる者に対して行動変容を促す通知を送付する。

③その他の重症化予防事業の実施

- i. 受診勧奨対象となる前の境界域の方などへ働きかけ未然に重症化防止のための行動をとってもらうため、前年度の健診結果が受診勧奨の手前の数値（空腹時血糖 100mg～125mg）であった方に対し、健診受診予定月の 1 か月前に行動変容を促す通知を送付する。

(5) 加入者のヘルスリテラシー向上にむけた施策の実施

①健康づくり事業推進協議会での意見聴取

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

i. 事業主・学識経験者・行政担当者・健診機関等代表者で構成する健康づくり事業推進協議会を開催し、加入者のヘルスリテラシー向上に資する施策について幅広く意見をいただき、ヘルスリテラシー向上のための施策実施につなげる。

②啓発動画を活用した健診受診後の適切な行動の促進

i. 生活習慣病予防健診実施機関と連携し、2024（令和6）年度に作成した啓発動画を健診機関待合室等で放映し、健診受診後の適切な行動（要治療者の適切な受診や対象者の特定保健指導の実施）につなげる。

③若年層にむけたヘルスリテラシー向上施策の検討

i. 就業前の若年層にむけたヘルスリテラシー向上に資する対策等について、岡山県や教育委員会等との協働事業実施可能性について検討をすすめる。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI：

血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする
（※）2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

（6）コラボヘルスの推進

①健活企業宣言事業所数の拡大

- i. 健活企業表彰式を実施する。
- ii. 健活企業を対象としたセミナーを開催する。
- iii. 本部指針に基づいた健康宣言に関する「基本モデル」への円滑な移行を実施する。
- iv. 四半期毎に広報誌「健活通信」を発行し、健活企業への情報提供を行う。

②地方自治体等と連携した取組の推進

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

	i. 岡山県、岡山市、倉敷市等と連携した健康づくり事業を実施する。 ③商工会議所等関係団体と連携した取組の推進 i. 倉敷商工会議所と連携した健康づくり事業を実施する。 ii. 経済関係団体や社会保険労務士会等と連携した健活企業の推進及び加入者の健康づくり等の啓発を行う。 ④メンタルヘルス対策の実施 i. 産業保健総合支援センターと連携したセミナー等の取組みを行う。 ii. SNSを活用したメンタルヘルス関係の広報を実施する。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。 ■ KPI： 健康宣言事業所数を2,600事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 3. 医療費適正化 （1）医療資源の適正使用 ①ジェネリック医薬品の使用促進 i. ジェネリック医薬品への理解度向上のための広報を実施する。 ii. 地域・病院フォーミュラにかかる岡山県の動向を調査する。 iii. ジェネリック医薬品使用促進ツールを活用し、医療機関等への情報提供を実施する。 iv. 「岡山県後発医薬品の安心のための協議会」に参画し、意見発信等を行う。
--	--

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

②バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- i. 県や主要医療機関等より、バイオシミラーにかかる情報収集を行う。
- ii. 2024 年度パイロット事業の結果をもとに横展開をされた事業に取り組む。

③上手な医療のかかり方

- i. かかりつけ医・かかりつけ薬局の意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進、リフィル処方箋の仕組みについて、加入者へ周知・啓発を図る。
- ii. 本部のデータ分析結果に基づき、ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等の情報について、加入者等への情報提供及び周知・啓発を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和 11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけでなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：

- 1）ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度以上とする

- （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
- 2）バイオシミラーに 80%（数量ベース）以上置き換わった成分数が全体の成分数の 21%（成分数ベース）以上とする
- 3）バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係団体に働きかけを実施する
- 4）医薬品の安定的な供給を基本として、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※）を対前年度以上とする
- （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

（2）地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

①医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- i．県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

②医療提供体制等に係る意見発信

- i．地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果や国等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

（3）インセンティブ制度の実施

- i．加入者及び事業主へ周知広報を行う。

4．広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

（1）効果的な広報の実施

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能の一層の発揮）

	i. 加入者・事業主目線で分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。 ii. 多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。 iii. 協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信する。 iv. 「2026（令和 8）年度保険料率改定」「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」等の重点広報テーマについて、加入者、事業主の一層の理解を得られるように本部と連携して一体的かつ積極的に広報を行う。 v. 「協会けんぽ」の認知度向上や SDG s に資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 vi. 地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、SNS（LINE）・メールマガジンの活用に取り組む （2）健康保険委員の委嘱拡大の取り組み等 ①健康保険委員委嘱者数の拡大 i. 日本年金機構や社会保険労務士会等の関係団体と連携し、一層の拡大を図る。 ii. LINE やメールマガジン等の SNS を活用した広域的なアプローチを行う。 iii. 被保険者数や地域等ターゲットを絞った勧奨を実施する。 ②健康保険委員活動の活性化 i. 四半期毎に広報誌「健康保険委員だより」を発行し、健康保険委員へ情報提供を行う。 ii. 健康保険委員を対象とした研修会を開催し、一層の制度周知を実施する。 ■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 59.7%以上とする 2) SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする
3. 保険者機能の強化を支	1. 人事・組織・内部統制等

岡山支部事業計画（案）について（保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備）

える組織・運営体制等の整備	（１）人事制度の適正な運用 ①適正な人事評価 i. 事業計画に基づき適正な個人目標を設定し、取組結果の評価を行う。 ii. 面談によるフォローと評価結果のフィードバックにより成長を促す。 （２）新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置 ①人員見直しへの対応 i. 契約職員も含めた適材適所の人事異動を実施する。 2. 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 （１）研修の実施 ①「職場で育てる」組織風土の醸成 i. OJTを中心として支部全体で育成を行う環境を整備する。 ii. 支部の課題解決に向けた研修を企画、実施する。 ②「自ら育つ」成長意欲の醸成 i. 職員の業務意欲の向上を目的として支部長表彰を実施する。 ii. 通信教育講座による自己啓発を推奨する。 3. 働き方改革の推進 （１）健康経営の推進 i. 職員の健康課題の把握及び健康保持・増進のため、職員の健診結果を踏まえ、二次健康診断の受診を積極的に勧奨する。 ii. 感染症予防対策を実施する。
----------------------	---

岡山支部事業計画（案）について（保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備）

	(2) 次世代育成支援 i. 年次有給休暇の取得率を 80%以上とする。 ii. 男性職員の育児休業取得率を 70%以上とする。 iii. 所定外労働時間の縮減に努める。 4. 風通しのよい組織づくり (1) おかやま支部 33（さんさん）宣言の実践 ① CS（顧客満足）向上 i. CS向上委員会を中心として、お客様満足度向上に向けた研修会等を実施する。 ii. 「お客様満足度調査」結果を分析し、一層のサービス向上に向けて必要な対策を実施する。 ② ES（従業員満足）向上 i. ES向上委員会や衛生委員会を中心として、職員のコミュニケーション向上を目的としたウォーキング大会等を実施する。 ii. 人事異動時等に支部社内報「晴れの国通信」を発行し、職員同士のコミュニケーション向上を図る。 5. 事業の進捗管理 (1) 適切な事業進捗管理 ① 進捗会議の開催 i. 毎月、進捗会議を開催して、KPI、支部業績評価、インセンティブ評価項目等の進捗状況を管理し、必要な対策を講じる。 ② 支部業績向上の検討 i. 適切な PDCA サイクルを回して業績改善を図る。
--	--

岡山支部事業計画（案）について（保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備）

	ii. 他支部好事例を参考として、支部の業績向上を図る。 6. 内部統制の強化 （1）リスク管理の徹底 ①事務処理誤りの発生防止 i. 事務処理誤り再発防止策が機能しているか定期的に点検を行う。 ii. 研修等を通じて規程やマニュアルに基づく事務処理を徹底する。 ②自主点検の効果的な実施 i. 半期毎に実施する自主点検について、業務経験者による点検実施等により効果的に実施する。 （2）個人情報の保護の徹底 ①個人情報保護管理委員会 i. 個人情報保護活動計画を策定し、支部の現状把握と問題点の是正を通じて適正な管理を行う。 ②研修を通じた職員の意識向上 i. 個人情報の漏洩等を防止し、厳格な管理を行うため全職員が個人情報保護研修を受講する。 （3）コンプライアンスの遵守 ①コンプライアンス委員会 i. コンプライアンス推進活動計画を策定及び実施し、コンプライアンスに係る取組を推進する。
--	---

岡山支部事業計画（案）について（保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備）

	②研修を通じた職員の意識向上 i. 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保するため、全職員がコンプライアンス研修を受講する。 （４）災害等の対応 ①防災訓練の実施 i. 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 （５）情報セキュリティ体制の整備 ①研修等を通じた人的対策 i. 情報セキュリティ対策について、訓練メールや職員研修を通じて周知徹底を図る。 ii. 各グループで毎月、個人情報を含むデータの適正な管理状況の点検を行う。 7. 費用対効果を踏まえたコスト削減等 （１）競争性の確保 ①調達審査委員会 i. 調達審査委員会において、調達内容、調達方法、調達費用等を審査し、適正な調達を行う。 ②複数応札者の確保 i. 複数業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組により、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ii. 入札辞退業者に対する電話での聞き取り等により、入札参加阻害要因を把握して、対策を講じる。
--	---

岡山支部事業計画（案）について（保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備）

■ KPI :

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

岡山支部広報計画（案）について

1. 令和7年度 広報の取組方針

1. 最重点広報

令和8年度より実施する「健診体系の見直し」の周知・広報に積極的に取り組む。

2. 重点広報

- ① 健診……………健診実施率の低い事業所の健診受診率向上のため案内を送付する。
- ② 特定保健指導……………特定保健指導の実施率が低い業態に向け、特定保健指導実施率向上のための広報を実施する。
- ③ コラボヘルス……………健活企業宣言事業所の健康づくりサポートについて広報を実施する。
- ④ 電子申請の利用促進…令和8年1月開始に向け、メリット、仕組み等を積極的に周知する。

3. 特別広報

令和6年12月に健康保険証が新たに発行されなくなり、令和7年12月には発行済みの健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証の利用促進に取り組むとともに、健康保険証が使用できなくなった後の混乱を防ぐため、資格確認書等の制度周知に取り組む。

2. 令和7年度 広報の取組事項

取組	取組内容	スケジュール
統一感のある広報	当支部で使用しているキャラクター「減土（へるしー）くん」を積極的に活用し、統一感のある広報を実施する。	令和7年度を通じて実施
加入者が興味をひく広報	既存の納入告知書同封チラシなどを引き続き実施するが、加入者が興味を引くようなイラストやレイアウトを採用する。また、内容もわかりやすく簡潔に行うことにより、加入者が読みやすい広報とする。	令和7年度を通じて実施

岡山支部広報計画（案）について

1. 「最重点広報」テーマに係る実施計画

	テーマ	目的	メインターゲット	実施内容	実施時期
本部	健診体系の見直し	・医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するため、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進する。 ・令和8年度においては、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者の健診体系の見直しを行うこととしていることから、令和8年1月より積極的に周知・広報を行う。	加入者・事業主	○次の広報を実施する。 ・Web広告 ・全国紙への広告掲載 ・全事業所へのチラシ配布 ○全支部で統一的に広報を実施するため、次の広報資材を作成。 ・新聞広告原稿（全5段、フルカラー・白黒） ・広報チラシ原稿（A4両面） ・ポスター原稿（A3） ・広告用記事原稿（A4、A5、A6）	令和8年1月 ～令和8年3月
支部			事業主	納入告知書に掲載 広報用記事原稿A5	令和8年3月
支部			健康保険委員	広報チラシ原稿（A4両面）を使用したDM	令和8年1月
支部			事業主	マスコミへのプレスリリースによる情報提供	令和8年1月

2. 「重点広報テーマ」に係る実施計画

	テーマ	目的	メインターゲット	実施内容	実施時期
支部	健診	被保険者5人未満の事業所の健診受診率向上	小規模事業所の事業主	被保険者5人未満の事業所の健診受診率向上のため、生活習慣病予防健診の案内を送付する。	令和7年5月頃
支部	特定保健指導	特定保健指導の実施率が低く、健診結果では特定保健指導対象が多く健康リスクも高い「道路貨物運送業」の特定保健指導実施率と健康度向上	道路貨物運送業の事業主	業界団体（岡山県トラック協会）と連携し、団体加入の事業所あての広報誌に健診・特定保健指導に関するご案内チラシを同封し周知する。また、団体主催のセミナーで健康に関する講演を実施し、特定健診、特定保健指導の必要性について周知する。	令和7年4月以降 順次

岡山支部広報計画（案）について

支部	コラボヘルス	健活企業の従業員の健康向上	・加入者 ・健活企業事業主	①メンタルヘルス対策として、岡山産業保健総合支援センターの窓口を周知。 ②セミナー開催について健活企業向け広報誌等により広報実施する。 ③商工会議所等の経済関係団体とも連携した広報を実施する。	・健活企業向け広報誌（年4回） ・商工会議所等へは開始時に広報
支部	電子申請の利用促進	加入者の利便向上につながることから、メリット、仕組み等を積極的に周知し、利用を促す。	加入者・事業主	納入告知書同封チラシ及、健康保険委員向け広報誌、LINE、メルマガ等に記事にて周知する。	令和7年11～12月